

## 中古語「まる」の一考察

中島, 京子

<https://doi.org/10.15017/12250>

---

出版情報：語文研究. 22, pp.14-25, 1966-10-31. 九州大学国語国文学会  
バージョン：  
権利関係：



KYUSHU UNIVERSITY

# 中古語「まかる」の一考察

中 島 京 子

## はじめに

いわゆる謙譲語、丁寧語における言語主体と素材との関係に関する問題は、時枝誠記博士の「詞の敬語」「辞の敬語」という分類に対する批判として論が展開された。その論の多くは「侍り」「給ふ」（下二段活用、以下「給ふる」とす）の用法を検討し、敬意という感情的なものに基く敬語表現においては、「詞の敬語(2)」といわれるものについても単にそれが「話題とされる事物事柄と、それに関与する人物相互の関係を表現する」に留るものではなく、常に言語主体（話手・聞き手）と言語行動の行われる場面の制約を受けているものであることを明らかにしようとしたものである。

最近、中古語の「まかる」をこの方向において把握しようとする説が二つ出た。その一つは杉崎一雄氏の「『まかる』と『まうでく』」<sup>①</sup>であり、他の一つは森一郎氏の「一条摂政御集における敬語譲について——主として「まかる」をめぐって」<sup>②</sup>である。前者は「まかる」を「侍り」「給ふる」と同

様な、話手の聞き手に対する自己卑下の表現である。」と捕えられており、後者は「行きつく先、あるいは帰りつく先の人物の身分の低さを意識しての読者（聞き手）への敬意表現である。」と述べられている。

小稿は、中古末に位置し、文体的にも、位相的にも種々の様相を呈する「今昔物語集」（以下「今昔」と略す）の「まかる」を中心を置き、一方、平安時代の公卿の日記類（以下「記録」と称す）に見られる「まかる」の用法にたすけを借りて、和文の文献に見られない「まかる」の一面を明らかにしながら、更に「まかる」全体としての待遇的あり方を、行動主体（素材である為手）と言語場面との関係から考えてみようと思うものである。

註① 時枝誠記者「日本文法—文語篇」67 p

② 「日本文学論究」24冊（S 40・3）所収

③ 「国語・国文」34・12（S 40・12）所収

④ 複合語の場合も含む

⑤筆者が目を通したものは、九曆・貞信公記・御堂関白記・小右記  
 ・後二条師通記（以上、大日本古記録による）小右記・権記・長  
 秋記・師記・水左記・左經記・中右記・永昌記（以上、史料大成  
 による）春記（丹鶴叢書）

# 一

中古語の「まかる」は一般に、口頭語、対話専用語であると

いわれている。しかし、すでに指摘のあるように、全く地の文

に用いられないというのではない。表(一)から明らかのように今までわずかではあるが複合語としての「まかる」が地の文に用いられているし、又、記録では和文に比較するとはるかに多くの地の文の「まかる」を見る事ができる。これは「待り」や「給ふる」が全く地の文にあらわれないことを考へると、「まるかる」の口頭語としての確立がやあいまいであると感じられるところである。記録における「罷」は「罷出」と同様の意味をもつものと考えられよう。

まず、先学の諸説に検討を加えてみよう。森氏は前提の論文で「まかる」に「貴所から退出する」という原義をいくらか認められてであろうか、「行きつく先の人物の身分と聞手の身分によつて「まかる」が使用されている」とされるのであるが、この解釈に拠ろうとする時、次のような例は如何に説明すべきであろうか。

①おとこ、京へなんまかるとて……（女↑男）（伊勢物語十  
 四段）

表(一)

卷	地の文		会語文		
	単独	複合	単独	複合	
1					1
2					14
3					
4					
5					
6					
7					
9					
10		1	1	4	
11					3
12		1			3
13					3
14		1			3
15					
16		3	1	3	
17			1	4	
19		2	4	24	9
20					
22					3
23		1	6	3	
24		7	2	5	
25		1	2	4	
26			7	9	
27		1	15	7	
28		2	3	18	
29		1	10	14	
30			1		
31		1	2		6
計		22	55	140	

②瀧口、「疾ク乗レ。何チ行カムズルゾ」ト問ヘバ、女ノ童、

「京ヘ罷ルガ、日ノ暮ヌレバ、御馬ノ尻ニ乗テ罷ラムト思  
フ也」ト云ヘバ……(27の41<sup>s</sup>)

いづれも行く先と聞手との上下関係を考える時、行く先の方が  
はるかに貴所であると思われる。又、京へ行くこと、来ること  
に対して「罷上ル」という表現がとられた例は多く見られる。更  
に次のような例、

③「……實ニハ御前ニ罷出テハ、早シ候ツル也」(国司↑傀  
儡子共)(28の27)

「罷出ル」先は聞手である國司の前である。このような用法は  
決して珍しいものではないのであって、これらの例の説明がつ  
かないとすれば、この「まかる」の解釈自体に問題があると考  
えるより他はない。

それでは杉崎氏の言われるように「侍り」「給ふる」と同様  
な、聞手に対する話手の自己卑下の表現と解すべきなのであろ  
うか。一人称主語の場合には今昔でもこの解釈で説明がつくよ  
うに思われるが、二人称、三人称を主語とする「まかる」につ  
いては問題が残りそうであるから、そうした場合について考え  
てみよう。

「侍り」「給ふる」が自己卑下の表現であるといわれる論拠  
を形態的な面に求めてみると、

a 口頭語にしか用いられない。

b 尊敬の補助動詞、助動詞が接続しない。

c 二人称、三人称を主語とすることがほとんどない。

d 命令形が用いられない。

の四点が考えられるかと思う。これらの点を「まかる」につ  
て考えてみると、aについては既述した通り、記録には地の文  
の用例がかなりみられ、口頭語としての確立は「侍り」「給ふ  
る」に比較すると不十分である。bについては「侍り」「給ふ  
る」と同じように尊敬の補助動詞、助動詞が接続した例は見当  
らない。

cについては、「給ふる」が一人称のみならず、三人称をも  
主語とした例の見られることは古く指摘されたが<sup>(6)</sup>、この三人称  
主語の「給ふる」の例は僅少で、しかも話手側(話手とごく近  
い関係)と考えられる事も既に明らかにされたところである。  
二人称主語の例は見当らない。「侍り」も一人称主語が圧倒的  
であり、「給ふる」ほどではないが、三人称主語のものも一人  
称主語に準じて考えられるとして述べられている。又、二人称主語  
の「侍り」については、いわゆる被支配者待遇的表現であると  
は、阪倉篤義博士の指摘されたところである。これらに比較す  
ると「まかる」が二人称、三人称を主語とした例は、はるかに  
多いと言わねばならない。殊に記録では、一人称主語の「罷」  
と二人称、三人称を主語とする「罷」とがほぼ一対一であると  
いう高い割合を示している。今昔あたりになると、「侍り」は  
非人称主語をとる、いわゆる丁寧語的用法が著しくあらわれて  
くるが、「給ふる」は三人称主語のもの一例を除く以外は全て

一人称を主語としている。これに対して「罷ル」は一人称、三  
人称主語をとるもののが全体の約二割にも及んでいる。このこと  
は「まかる」が一人称主語で用いられることが多くはあったが、  
決して一人称専用語ではなかったことを物語るものであろう。

dについては、二人称主語の「まかる」は命令形、又は命令文に用いられた例が多く見られ、むしろ一人称主語のものはほとんどこれであると言つた方が適切であるかも知れない。又、このような例は源氏物語などにも見え、杉崎氏はこれについて、「これは自己卑下の語を以下の動作に用いた尊大表現であつて、客体尊敬、自己卑下を通じて一般にみられる用法の一つにすぎない」と述べておられるが、客体尊敬の語、「奉る」「申す」「参る」等（補助動詞としての場合も含めて）は確かに二人称主語の命令文に用いられ、話手の尊大表現と見られるものは多い。しかし、「侍り」について命令形の例の見られないことは既に指摘されたところであるし、「給ふる」についてもその用例は管見に入らない。むしろそれはこれらの語が自己卑下表現に用いられる一つの認定条件なのである。命令文に用いられた二人称主語の「まかる」の例を若干あげると

④女ノ云ク、「汝ハ何ニテ逃ゲムト為ルゾ。速ニ罷リ留レ」  
ト云フ音ヲ聞クニ……（書生↑羅刹女）（12の28）

⑤「速ニ疾ク罷返リネ」ト仰セ給ケレバ、（翁↑院）（31の6）

⑥「……速ニ可罷返シ」ト被書タリ。（兵↑院）（12の34）

⑦仰云、聞食、但罷左大臣家、可仰此由者。⑧（公任↑天皇）  
(権記  
長徳四・三・廿六)

⑧勅命云……汝明曉罷三井寺、相逢慶祚、可伝仰此旨者。  
(資平↑天皇)（小右記・長和四・閏六・八）

このように「貴所から退出する」という原義を有すると否とにかくわらず用いられているのである。

以上、自己卑下語の形態的特色のうち「まかる」が満足しう

るのはbの一点のみで、a・c・dの三点については各々幾何の疑いが残ることが明らかになった。それでは実際の一つつの用例については、話手と聞手との関係から律しきれるものばかりであろうか。今昔の例について見ると、そとは言い切れないものが若干はあるが見られるのである。二人称主語の次のような例について考えてみよう。

⑨利仁、狐ヲ提テ云ク「汝ヂ狐、今夜ノ内ニ、利仁ガ敦賀ノ家ニ罷テ云ム様ハ……」（狐↑利仁）（26の17）

⑩「何ニ召モ先キニハ参タルゾ。速ニ罷リ出ヨ」ト追立ルニ  
(曾タム↑判官代)（28の3）

これらの例は話手の聞手に対する尊大表現であると解するには抵抗を感じさせられるものである。というのは、これらの言語行動の場面に言語主体よりも尊者の存在が認められるからである。(9)ではそれは利仁の客である五位であり、(10)の場合は圓融院である。これらの例について、殊に(10)については「その尊者を起点としてそこから退出せよ」という意味に解することができると考えられるかも知れない。しかし、もし「まかる」にそこによると考えられるかとも知れない。しかし、もし「まかる」における次のような例

⑪夕霧「これかれ侍りつ。」源氏「こなたへ、まかでんや」（源氏物語 若葉上）

これは夕霧と源氏の対話で、解釈に諸説があるが、今、古典大系の頭註に従えば、「こちら（寝殿の東庭）へ皆がやつて来ないであろうか。こここの「まかづ」は、あちらを退いて、こちらに来る意」とある。

この例のように、話手と尊者が別所にいる場合の用例が「まかる」にも見えてよいように思われるが、実際にはこのような用例は見られない。「まかる」はもつと言語場面と直接的な関係をもつてているのである。さて⑨⑩の例は、尊的場面としての存在である五位、円融院への話手の慎しみがこのような表現をとらせたと解しては如何であろうか。話手が自己自身を尊大に表現しようとしているのではないことは、⑨の例、同一文中に「利仁ガ家」と自己を卑下していることによつても明らかである。そして話手の慎しみは、そのまま生の形で直接に尊者に対して向けられているのではなく、行動主体である狐、曾タムと尊的場面である五位、円融院との関係を通して表現されていることも無視できないことであろう。

註①宮田和一郎「国語の動詞『まかる』——中古語法覚書（八）——」（平安文学研究10輯、S 27・9所収）

②「罷り出ヅ」（10の6・12の35・14の35・16の30・16の31・16の32

・19の8・19の25・23の19・24の6・24の28・25の6・27の19・28

の32・28の41・29の14）、「罷入」（31の16）

「罷出」表記のものもあり「まづ」との関係が考えられるが、「罷り」と送り仮名を付した例もあるので、ここでは一括して「罷り出ヅ」として取扱った。

③話手、聞手を（聞手→話手）とあらわす。

④日本古典文学大系 120 P

⑤用例は古典大系「今昔物語集」によるが分ち書きにはしない。(内  
は（巻の語）

⑥伊奈恒一一平安時代の下二段動詞「たまふ」に就いて」（国語と国文学 S 13・3所収）  
⑦松尾捨治郎「伊奈恒一氏の給ふる説を読んで」（国語と国文学 S 13・7所収）  
⑧伊藤和子「源氏物語にあらわれた『給ふる』と『侍り』」（国語国文 S 28・1所収）  
⑨「『侍り』の性格」（国語国文 S 27・11所収）  
⑩前掲の論文34P

⑪返点は筆者

⑫古典大系「源氏物語三」305 P

さて、以上の疑問に対する解答を得る一つの試みとして、「まかる」（複合語の場合も含めて）を行動主体の言語場面に対する自己卑下、慎しみの表現である。と把握しようとするものである。以下、卑見を述べて大方の御批正を乞いたい。  
敬語表現において言語行動の場面をいうことを考える時、話手にとって一番大きな存在であり、その言語行動に一番強い支配力を持つのは聞手であることは言うまでもない。しかし時としてはそれ以上の支配力を持つものがあらわれる。即ち、言語主体に共通に絶対的優位を占めるものの存在である。この絶対支配の下に行なわれる待遇表現がいわゆる被支配者待遇である。このことを前提として、「まかる」を、行動主体の人称と、言語場面として尊的立場を保ちうる人称との関係から分類して考察を加えてゆきたい。

## I 一人称（話手）が主語の場合

### a 場面が聞手

b 場面が聞手以外のもの

## II 二人称（聞手）が主語の場合

### a 場面が話手

b 場面が話手以外のもの

## III 三人称が主語の場合

### a 場面が話手

c 場面が行動主体以外の三人称者

I a の場合、これは行動主体と話手が一致し、専的場面と聞手が一致する。典型的な話手の聞手に対する自己卑下と解しうるもので、「まるる」についてはこの例が一番普遍的である。  
I b の場合、このような例は見ることができなかつたのであるが、記録の地の文における次の様な例はこれに類して解釈できるのであるまい。

- (1) 參給政、參内、詣<sub>二</sub>皇太后宮御統経結願、此宮自今日有<sub>二</sub>犬產  
穢<sub>一</sub>罷出罷<sub>二</sub>彈正台（權記 長保三・十二・十）  
(2) 予罷留參<sub>二</sub>清涼殿、（後二條師通記 寛治五・四・廿八）  
(3) 裏書、十六日、申剋參<sub>二</sub>京極殿、弁不參……乍驚所罷留也（<sub>一</sub>後二條師通記、康和元・四・十六）  
記録類には前述したようにかなりの量の地の文の「罷」の使用が見られる。この中には「參」に対する語として「罷出」と全く同義に用いられているものと、ここにあげた例のように「貴所から退出する」という本義を失なつてしまつたものとがあ

る。前者については古い語法の残存であると考えれば解決はつく。しかし後者は如何であろうか。これを考へる時まず念頭に置かねばならぬことは、記録ということであろう。普通の物語ではならばこのような用法は見られないであろう。これらの例は「罷」主体は作者自身であるが、同じような例は主体が他者であつても行われている。それではこの「罷」は如何なる意味をもつのであろうか、作者が「罷」、「罷留」った場所を考えみよう。(1)は彈正宮、(2)は宮中、(3)は京極殿であり、いづれも「貴所」なのである。日記はある意味で自己との対話といわれる。自己の心に即して書かれたものに、感情に基くづ言語表現である敬語が入り込む余地があつたと考えては如何であろうか、とすれば、絶対的貴所であるこれらの場所に対する作者の被支配者の意識がかかる表現をとらしめたと考えることも、あながちに不当ではあるまい。

- II a の場合、これはいわゆる尊大表現と言われるものに類似しているが、「まるる」あるいは「まるる」を冠する動詞の表わす行動が話手にまで作用を及ぼさない点で「奉る」「申す」等と異なつてゐる。いわゆる客体尊敬語の場合には為手・受手の関係において自己を優位な受手として把握することができ、そこに尊大表現ということも言えるのであるが、「まるる」の場合は目的語をとらないので、専ら行動主体自身にその中心は置かれているのである。一人称主語の場合にはこの例が最も多く、一・二例をあげると、  
(4) 「彼ノ過ル人罷止マレ。……」（橘則光↑声）（23の15）  
(5) 「己ハ何コマデ罷ラムト為ルヲ。我レ此ニ有トハ不知ザリ

これらの例についても、話手が言語場面において自己を優位者と認識した時、聞手である行動主体に対し、「己レ」というような軽蔑語と共に用いており、相手を卑しめた表現であると言えよう。

II bについては前節、用例⑨⑩について述べたのでここでは省略する。

・IIIの場合には、その三人称者が一人称側に属すると考えられる場合もあり、問題は複雑になるが、記録や今昔ではこの三人称主語の「まかる」の例が多いこと、特に「給ふる」の三人称主語と比較した時、一人称との緊密度が比較にならぬ程疎であることなどの特色を持っている。

III aの場合、これは三人称主語の命令文で、今昔には用例を見つけることができなかつたが、記録にはしばしばあらわれる。

⑯……駕輿丁等未明罷向主殿寮、可持候御興事等、殊仰文義

朝臣（小右記 寛仁元・十一・廿三）

⑰亦正光朝臣能向僧勝算許、召出可将參其仰旨者、（権記、

長保二・五・十八）

これは直接に命令を受けて行動するものが対話の場に存在しない場合である。あるいはII aに属すべきかとも思うが、行動主体と命令者の関係において「罷」が用いられていると思われるのをここにあげた。

III bの場合、三人称主語の場合にはこの用例が一番多い。この場合の行動主体の身分は話手と同等又は下の身分のものが多く、語手側として受けとられる理由もここにあるが、話手と聞

手との関係にのみ基づいて「まかる」が用いられるならば、もつと広い範囲のものを主語として取り得ても良いのではなかろうか。言語場面よりも行動主体の方が下位にあることこそ、素材である行動主体と言語場面との関係に基づいて「まかる」が使用される証拠ではないであろうか。もちろん話手にごく近い関係をもち、話手側とみられる三人称を主語とする例も見られる。

⑯「……而ルニ己レが母、七十二罷餘テ今年ニ至ルマデ八年ニ満ヌ……」（國王↑大臣）（5の32）

⑯「一トセ御マシタリシニ、其ノ後、人ノ當リニ罷寄ル事モ不候ズ。……」（高藤↑女の父、主語は女）（22の7）

又、次のような例

⑯久云「仰セ如クニ盜人ニ申シ懸レバ……御衣櫛ヲ免シテ盜人皆迹テ罷ヌルニ……強ノ盜人ノ皆迹テ罷ツレバ……」（弁↑弁侍久）（19の35）

⑯人、音ヲ挙テ叫テ云ク、「夜前將參タル御馬ヲ、盜人取テ罷リヌ」ト。（25の12）

⑯「今夜盗人ノ嗔テ此ク縛リ付テ罷去リ候ヌル也」ト答ヘケレバ……（筑後ノ前司↑侍）（29の12）

これらの例における三人称主語はいづれも盜人であり話手にとっても害的存在的である。特に⑯の例は馬盗人に気がついた頼信の館の者が叫んでいる言葉で、聞手が館の者全体なのか、主人である頼信であるのか決定することはできない。この場合の盜人は、話手、聞手を含めた館全体の者に對すると見るべきではあるまい。和文には例を知らないのであるが、日記・記録・

古文書などにはこの類のものを多く見るのである。一・二例をあげると、

(23) 右、以常年御封代之内、旦所進者、假納始件、故返抄を同

住人笠助経か私宅<sup>爾</sup>籠入天、両面乃紺桂一領鏡一面等益取  
天那賀郡之老母か許辺籠越……其後高野乃政所<sup>爾</sup>雅源都

那師と申僧乃許籠<sup>太</sup>……（山城国石垣莊住人紀某日記、

天喜六・八・十五、平安遣文卷三）

(24) 寧親宅北小路等居住下女申云、件射人昔一人、籠入此西小

宅者、（權記 長保二・七・廿六）

等の例がある。

III c の場合、「まかる」が、言語主体である話手、聞手と関係なく用いられる場合であるが、このような例は和文でも今昔にもあらわれないのであるが、記録に次のような例が見えてい

る。

(25) 中将公成、以府生保重令申云、……明日大相府癪病當日、

仍不可罷着内取所者、余報云、……（小右記 治安三・七

・廿三）

対話は保重を通して公成と実資との間に行われているのであるが、行動主体である大相府頼通は「まかる」ではなく聞手実資よりも尊者であり、又、話手公成の側と把握することもできない。

この場合は、内裏即ち天皇と頼通との関係において用いられる「まかる」は如何であろうか。「内取」という公務に参着することができないことを述べた言葉であり、公、朝廷に対する行動の慎しみをあらわしていると言えよう。

この他に非人称を主語とするいくつかの例が見られる。

(26) 「実ニ久ク罷り成ヌ。疾ク礼拝ニ令登メ可給キ也」ト。（実因僧郡<sup>↑</sup>源信内供）（14の39）

(27) 「……寝殿ハ殿ノ内ノ人ノ焼物ニ罷成テ、壊レ候ヒニシバ倒レ候ニキ。御シ対モ只道行ク人ノ壊チ物ニ罷成テ、其レモ一トセノ大風ニ倒レ候ニキ。……」（六宮姫君の夫<sup>↑</sup>姫のヒスマシ女の母尼）（19の5）

(28) 「……神泉ノ内ノ、暗ニ成テ西様ニ暗ガリ罷リシニ……」（滝口<sup>↑</sup>男）（24の11）

この他にも今昔には例がみえ、記録にもあらわれる用法であるが、これは「侍り」「候ふ」の機能に非常に近いものであり、いわゆる丁寧語的な表現と認められようか。(27)の例については梅沢本古本説話集に同文的な類語があり、次のようになっている。

(29) しむでんは、とのうちの下人のたき物にて……おはしま  
ししたいも、みちゆき人のこぼち物にて……（上・28話）

この用法は派生的な用法であり、同時に優勢な敬辞表現「侍り」「候ふ」に圧倒され、中世に至っては複合する語彙も少なく、待遇的価値も次第に薄れて、単なる強意表現へと転落してゆくものなのである。

以上、「まかる」のとる主語と対話の場面という関係から考察を加えてきたが、話手の聞手に対する、あるいは場面的存在に対する自己卑下の気持の表現は必ず行動主体というものを通して行われているのであり、又、話手の直接関与しない次元においても、行動主体と絶対支配者という関係においては「まかる」が用いられ、話手の聞手に対する直接的な自己卑下の表現

である「侍り」「給ふる」とは一線を画して考えねばならないことが明らかになつたと思う。

### 三

同じ謙譲語という範疇にあり、かつては「奉る」「申す」「参る」等の語と同様に受手尊敬の表現であり、「貴所から退出する」という意味を持っていた「まるかる」が何故辞化の傾向を早くからあらわしたかということについて考えてみよう。それは、まず、やはり「まるかる」自身のもつ語性に帰するものと考へたい。「まげ」<sup>①</sup>（下二段活用）に対する「まるかる」であると解する説もあるが、「参る」と「まるかる」が対応する段階を通過していることからして、次のように考えてみたい。

人間の行動において進行方向にあるものは、即ち何らかの意味で行動主体の目的・目標になるものは、話手にとっても行動主体自身にとつても意識の上に強く反映される。これに対して、負の方向にあるものは意識から薄れやすい。この人間の本性が「参る」「申す」「奉る」と「まるかる」とを区別する結果を生んだのではないか、即ち、「参る」「申す」「奉る」等は、それらの語のあらわす動作の方向と敬意の方向とが一致しているのであり、「まるかる」の場合は、敬意の方向は動作の進行方向に逆行している。即ち、既に過ぎ去った場所に対して敬意が向けられるということになる。この、敬意の対象が行動の負の方向にあるという事実が、その対象をあいまいにさせ、意識の中心が行動主体そのものに向けられる結果を生み、行動主体の慎しみを表現するようになつたのではないか。そしてここ

に言語場面（多くの場合は聞手）という辞的なものが入り込む余地もあつたのではあるまい。このことは又、「参る」「奉る」等の語が、原義を保ち、客体尊敬としての用法をその主流としながらも一方で、行動的目的・目標であり、敬意の向けられる対象そのものに対する話手の直接敬意をあらわす機能、即ち為手尊敬語としての機能を持つに至つたことと合わせ考えられることではあるまい。このような流れの過渡として考えられる現象に次のような例が見られる。

⑩今、吉野ノ郡現光寺ニ安置シ奉ル。（11の23）

⑪翁、「今ハ罷ナム」ト云テ立テ去ヌ……（28の40）

⑩の例では安置されたのが仏像であることは直前・直後の文から明らかとなる。しかし安置したのが誰かということは明らかにされてはいない。又、明らかにされる必要もないのである。それが人々であろうと、ある特定の人であろうと、ともかくも仏像は説話者にとつても読者（あるいは聞手）にとつても「奉る」という客体尊敬を受ける資格があるものなのである。これに対して⑪は、翁は多分独言でも言つたのであろうか、この言葉を聞く人は誰か、いやむしろ誰か聞いているのだろうか。そんなことはどうだつていいのである。ただ自分の行動を慎ましく述べて立ち去る翁に、諸者は飄飄とした、そして清々しい気持を抱くにちがいない。

更に、「まるかる」と「申す」「奉る」、あるいは「給ふる」「侍り」「候ふ」といった語の相違を他語との結合の関係から見てみよう。「まるかる」は辞書に「他語の上に熟語として意味なく敬語とし、又意を強めるに用いる」とあるように多くの複

合語をつくる。しかし如何なる語と結合するかについては未だ論を見ない。又、先にあげた他の諸語も補助動詞として用言、又は助動詞を受けて待遇的意味を添加する。これらの語の承接する語と「まるかる」と結合する語との間にはどのような相違が見られるであろうか。

まず、今昔において「まるかる」と結合する動詞は表(2)の通りである。一見して明らかのように動詞にしか接続しない。又他動詞に接続したのはわずかに「罷渡ス」「罷過ス」の二例のみであり、あとは自動詞に接続している。表に示した三つの分類は、結合する動詞の意味によって、事物の進行行為に関するもの、時の経過に関するもの、その他、と分けたものであるが、時間的にしろ距離的にしろ事物の進行経過に関するものが大半

結合する語	用例数	結合する語	用例数
出ヅ <small>②</small>	53	老ユ	6
返ル	18	余ル	2
行クル	11	送ル	1
渡ル	6	暗ガル	1
寄ル	5	過ス	1
上ル	4	隠ル	2
会過	5	立ツル	1
下ル	3	乗負ル	1
入ル	3	當フル	1
留通	2	発入ル <small>④</small>	1
着退	1		
止渡	1		
成ル	1		
	20	※註 <small>③</small>	

を占めていることがその特徴であろう。ちなみに記録に見られる複合語で五例以上例の見られるものは次の諸語と結合したものである。

出・帰・行・向・去・還・下・立・着・逢・入・会・成・上

・渡・留・乗。

このうち特に多く用いられているものは、

罷出・罷帰・罷向・罷下・罷着・罷入・罷成。

の諸語で、傾向は今昔とほぼ一致している。これは「まるかる」が単独の動詞としても用いられ、人々の意識に潜在的に「進行」という意味をうつけていたためではなかろうか。又、自動詞の中でも目的語をとらない動詞に多く接続しているということは、いわゆる客体尊敬語と区別される根拠を与えていたといえよう。ちなみに今昔における補助動詞「奉ル」「申ス」の承接する動詞との異同をみると、「奉ル」の承接する動詞約二二〇語（異り語数）のうち、「罷ル」と結合した例のみられるものは、「下ル」「乗ル」「値フ」「渡ス」の四語のみであり、「申ス」の承接する動詞六八語のうち、「下ル」「隠ル」の二語のみである。「奉ル」「申ス」の場合は、自他を問わず動詞に接続し、自動詞の場合でもヲ格、ニ格の目的語を必要とする語が多いようである。

「給ふる」は「見る」「聞く」「思ふ」を中心としたごくわずかの語を承接することが指摘されているが、これらの動詞には「まるかる」のついた例を見ない。

最後に「侍リ」「候フ」であるが、これらの語は形容詞の連用形を承接することもあるが、ここでは動詞の場合に限定して

その承接語彙を見てみたい。今昔において「侍り」の承接する動詞約五〇語のうち「罷ル」と複合するものは「行ク」「成ル」「還ル」の三語のみであり、「候フ」の承接する動詞約一〇の語のうち「出ヅ」「返ル」「過グ」「逃グ」「成ル」「過ス」の六語が「罷ル」との複合形の例が見え、他動詞「過ス」を除いては「候フ」「侍リ」の承接した形よりも「罷ル」との複合語としての用法が優勢である。又、「罷候」の例も見られ、その他「罷り去キ候」「罷り出候」「罷り渡候」などと用いられている。このことは両者の機能がある点では非常に近いものでありながら、根本的にはやはり別であったことを物語っているのではあるまいか。又、今昔における補助動詞「侍リ」「候フ」の特色として、謙譲語に接続した例が非常に多いことがあげられる。五例以上の例が見られる接続語を拾つてみると、

侍リ……申ス・思ユ・知ル・聞ク・見ル  
候フ……申ス・思ユ・死ヌ・参ル・試ミル・仕ル・給フル・  
思フ・見ル・罷ル

この中でも「申ス」に対する「侍リ」「候フ」の、「参ル」に対する「候フ」の接続は群を抜いて多い。「罷ル」には「候フ」の承接を除いては待遇語との結合は見られないようである。又、「給フル」の承接する「見ル」「聞ク」「思フ」等の語に対して「侍リ」「候フ」の接続した例が多いことは、両者が相似して待遇的価値を待つていてことのあらわれであろうか。これに対して「罷ル」の結合する語に対する「候フ」「侍リ」の承接がほとんどないことは、やはり両者の間にかなりの待遇的価値の隔たりがあると感じさせるものである。

註① 大野晋著「日本語の年輪」82P  
② 「罷出ヅ」「罷り出ヅ」の両方を含む。

③ 「暗ガル」は「暗ガリ罷ル」である。この一例以外は全部「罷——」。

④ この例は「要る」の意で用法上からも疑問の残る例(26の14)

⑤ 和文の「まかづ」に対応するものが大部分と思われるが、表記上からは区別がつかないので一括してあつかう。

⑥ ⑤に準ずる。

⑦ 「奉ル」「申ス」の接続語彙については桜井光昭氏の御研究を利用させていただいた。「今昔物語集の語法的研究」226—228P

## むすび

以上、中古語の「まかる」の待遇的機能について、これを「侍リ」「給ふる」と同様な語手の聞手に対する自己卑下の表現」と解する時に生ずる幾つかの疑問、即ち用法上における両者の相違点。

a 「まかる」の口頭語としての確立は「侍リ」「給ふる」に比較するとあいまいである。

b 「まかる」は一人称専用語ではない。

c 「まかる」には二人称主語の命令形、又は命令文における用例が多い。

このような点に着目し、更に意味的に話手の聞手に対する自己卑下の表現であると解する時矛盾をきたすものについて考察を加え、「まかる」は行動主体と言語の行なわれる場面(話手、聞手を含めて)との関係において用いられる待遇表現であり、

行動主体の言語の場面に対する慎しみの表現である。」と仮定

し、今昔物語集、平安時代の古記録の用例を検討して、この仮定によつて、単なる話手の聞手に対する自己卑下の表現であると解する時矛盾の起る例も説明のつくこと、自己卑下の表現であるとされた例も、この仮設に矛盾しないことを述べようとしたものである。更に素材間の上下関係によって用いられたいたるものである。

「まかる」が言語の場といふ辞的なものとかかわりあいを持つに至つた過程、複合語をつくる際の「まかる」の独自性などについても考察を加えてみた。

平安時代の公卿の日記は解読も困難であり、又、夫々の日記の特性、表記意識といふものが充分に明らかにされていない今日、これを資料とすることは未熟な筆者にとって大きな危険を冒すことにもなりかねないが、待遇表現といふものは和文にのみあらわれるものではなく、従つてこれを論ずるにあたつて和文にのみ終始し、このぼう大な資料を放置することは、ゆがんだ待遇表現体系をつくり出す原因にもなりかねないと思われるので、敢えてここにその一端を取り上げてみた。

### 〈新刊紹介〉

#### 資料と考証

五号

近世  
文芸

山岡元隣　—　季吟との関係を中心に—

樺坂  
浩尚  
棚町  
知弥

黒田如水の連歌  
『おくのほそ道』細見

雲端につちふる

石川  
八朗  
白石  
梯三

そぞろ神・歩き神・さわがし神／塩釜の明神 大内  
と氣比の明神／好風／涼し／から「早し」へ  
／「銀河ノ序」の十八里

初夫  
初夫

細道／ものから／実を顕す／東坡詩と松島  
象潟／富るものなれども志いやしからず／  
よこたふ「きこゆ・はべる・そのかみ」と

白石  
梯三

宣長説／南郭の批評と素龍の跋  
杉浦正一郎と私

白石  
梯三

野坡書簡集

竹内  
大内  
中西  
初夫  
好

其角伝書「正風二十五条」

今  
今  
榮蔵  
啓  
好

翻刻「貝殻集」

今  
榮蔵

貞門談林俳人大観・五

発行／七人社（福岡市神屋町三の一、白石医院内）  
定価／五〇〇円（振替、福岡一五五六〇・七人社）